

令和4年度 「世界青年の船」事業（ハイブリッド）
2次募集応募要領

本事業は、世界各地から集まり多様なバックグラウンドを持つ参加青年が、ディスカッションや参加青年主体のワークショップ及び文化交流を通して、異文化対応力、コミュニケーション力、リーダーシップ、マネジメント力の向上を図ることにより、国際化の進展する各分野でリーダーシップを発揮して社会貢献を行うことができる青年を育成するとともに、国境を越えた強い人的ネットワークの構築を図ることを目的としています。

1 交流対象国：10か国

オーストラリア連邦、バーレーン王国、ブラジル連邦共和国、カナダ、メキシコ合衆国、オマーン国、ペルー共和国、ポーランド共和国、南アフリカ共和国、スウェーデン王国

2 開催日時

(1) 事前研修

令和4年9月16日（金）～20日（火）までの全5日間
都内又は近県の宿泊施設

(2) オンライン交流

西半球（西側地域：アフリカ、欧州、アジア・中東）との交流
令和4年11月26日（土）、12月3日（土）、10日（土）
全3日間、いずれも17:00～20:00の所要3時間

東半球（東側地域：北中南アメリカ、大洋州）との交流
令和4年11月27日（日）、12月4日（日）、11日（日）
全3日間、いずれも8:00～11:00の所要3時間

時差があることから、日本を中心に東半球と西半球に40名ずつに分かれ、オンライン交流を行います。

(3) 対面交流

令和5年2月7日（火）～2月20日（月）までの全14日間
都内又は近県の宿泊施設
2月15日（水）～18日（土）に、地方プログラムを実施します

(4) 事後研修

令和5年2月21日（火）～2月22日（水）までの全2日間
都内又は近県の宿泊施設

3 事業の構成及び内容

本事業は、日本参加青年に対する研修（事前研修、事後研修）、日本参加青年と外国参加青年のオンライン交流及び対面交流によって構成されます。

(1) 日本参加青年に対する研修 【使用言語：日本語及び英語】

研修は都内又は近県の宿泊施設において、合宿形式により実施します。

事前研修

本事業の趣旨、内容等について理解を深めるために必要な基礎知識及び参加青年としての心構えやディスカッションの基本情報の習得などについて、国際交流事業の先輩方のアドバイスや、ファシリテーター等からの指導を得ながら、外国参加青年との交流に備えた諸準備を、対面により実施するものです。

事後研修

本事業を振り返り、今後の活動についての展望を明確化するとともに、事業を通じて得た経験や学んだことを集約し、とりまとめを行うものです。

(2) 日本参加青年と外国参加青年（10か国）とのオンライン交流及び対面交流

【使用言語：英語】

オンライン交流

ア コース・ディスカッション

世界的な共通課題であるSDGsを共通テーマとして8つのテーマ()に分かれ、各分野に造詣の深いファシリテーターの指導の下、外国参加青年とのディスカッションを通じて、各分野に対する理解を深め、コミュニケーション能力の向上を図ります（事業申込時に希望するテーマの上位4つを選択してください）。なお、決定した8つのグループは地方プログラムを訪問する際などの、参加青年が活動する基礎単位となります。

< テーマ >

- あらゆる人々の活躍の推進（目標1・2・4・10）
- ジェンダー平等、女性活躍の推進（目標5）
- 健康・長寿の達成（目標3）
- 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション（目標8・9）
- 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備（目標6・11）
- 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会（目標7・12・13）
- 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全（目標14・15）
- 平和と安全・安心社会の実現（目標16）

* () の数字はSDGsで定められている目標番号

* 目標17は上記8つのテーマの目標全てに含まれます

イ テーマ別講義

コース・ディスカッションの各テーマへの理解を深めるため、関係者による講義を受講します。

ウ 自主活動

対面交流で発表するナショナル・プレゼンテーションの準備やクラブ活動など、オンライン上で自主的な企画に基づいた活動を行います。

オンライン交流期間を中心とした期間（11月19日～12月18日）には、公式プログラムの時間外において、バーチャルコミュニケーションツールを利用した自由な交流活動の場を設置しますので、東半球と西半球で交流日が分かれた参加青年とは、本ツールを活用し自主企画等により、交流を行うことができます。

対面交流

オンライン交流で親交を深めた外国参加青年を日本に招へいして、合宿形式で対面交流を行います。

ア コース・ディスカッション

オンライン交流で行ったコース・ディスカッションを引き続き対面で実施します。また、都内近郊でテーマに関連した施設を視察し、理解を深めます。

イ ナショナル・プレゼンテーション

各国ごとに、参加青年が舞踏や音楽、セミナー等により自国の社会、文化等を紹介します。

ウ グループ活動・クラブ活動

親睦を深めるレクリエーション活動のほか、実際に参加青年が取り組んでいる活動や研究から得られた経験や知見などを、他の青年へ発信したり共有したりするためのワークショップやセミナーを企画し運営します。

エ 地方プログラム

コース・ディスカッションのグループ毎に日本国内の地方に訪問して、関連施設の視察や団体等への訪問、現地青少年等との交流を行います。

4 募集人数

日本参加青年 80 名

外国参加青年は 1 か国 8 名程度、日本・外国で合計 160 名程度が参加予定

5 応募要件等

- (ア) 日本の国籍を有すること。
- (イ) 令和 4 年 4 月 1 日現在、18 歳以上 32 歳以下であること。
- (ウ) 健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある行動ができること。
- (エ) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (オ) 交流対象国に対して関心と理解があること。
- (カ) 本事業における活動（ディスカッション等）を円滑に行うことができる英語力を有すること。
- (キ) 事前・事後研修、オンライン交流、対面交流の全日程に参加できること。
- (ク) 本事業終了後もその経験をいかして社会活動を活発に行うことが期待できること。
- (ケ) 自らの負担でオンライン交流に必要な機材（パソコンのほか、インターネットに接続できる環境等）を準備できること。
- (コ) 事業内において、内閣府及び本事業の支援業務を受注した業者が撮影した写真及び動画等について、内閣府及び関係団体の HP、SNS 及びその他広報に用いることに同意すること。
- (サ) 新型コロナワクチンを接種済であること（日本国内で承認されているワクチンを 3 回接種していること）。
- (シ) 新型コロナウイルス感染症に対して内閣府が求める必要な対策・対応（マスク着用、手指消毒、検査など）について協力できること。
- (ス) 令和元年度以前の内閣府が主催する青年国際交流事業の既参加青年でないこと。

今年度の本事業参加者は、次年度以降同様の事業形態であった場合においては、原則として参加は認められません。

令和元年度以前の内閣府の青年国際交流事業に参加した方の応募はできません。

令和 2 年度及び令和 3 年度の内閣府の実施したオンライン交流事業に参加した方の応募は可能です。

6 応募方法

内閣府のホームページにある応募方法に従って応募してください。

<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2022.html>

参加申込書による書類選考の後ウェブテスト及びオンライン面接による2段階での選考を行います（参加申込書には、学歴、職歴、経験等に加え、600字以内の応募理由（志望動機）を記入してください。）。

健康診断書及び新型コロナワクチンの接種証明を参加申込書に添付してください。なお、いずれも様式は自由ですが、健康診断書については、令和4年1月以降に受診の上作成されたものであること、新型コロナワクチンの接種証明については、接種日、接種したワクチンの種類がわかるものを添付してください。書類選考の合否判定については令和4年8月3日（水）頃までに、応募者全員に対し参加申込に記載されたE-mailアドレスへ結果を通知します。合格者に対しては、最終選考となるオンライン面接試験（個人面接及び英語でのグループ面接を8月6日（土）、7日（日）、10日（水）、13日（土）、16日（火）、17日（水）のいずれかで実施予定。なお、日時の指定はできません。）を行うための詳細を併せて連絡します。

オンライン面接による選考の合否判定については8月26日（金）頃までに面接受験者全員にメールにて結果を通知します。

参加申込書提出の締切：令和4年8月1日（月）午前10時

参加申込書はメールによる申請のみの受け付けとなります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。

7 参加決定条件

事業への参加決定に当たっては、5に記載する応募要件等を満たし、事前・事後研修、オンライン交流及び対面交流を含む全日程に参加することを条件とします（参加申込書に所定欄があります。）。ただし、参加青年として決定後であっても、応募要件等に反することが判明した場合、特に正当な理由なく研修や交流プログラムを欠席した場合やその他参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、直ちに参加決定を取り消すことがあります。

8 その他

- (1) 参加費：5万円程度（見込み） 振込による事前徴収
研修費（事前研修、事後研修に係る宿泊費及び食費等）
国内旅行保険加入費

- (2) 上記の参加費の他、以下の経費についても各参加者の負担となります。
事業参加に必要なパソコンの費用及びオンライン交流時の通信料
事前研修に参加するための往復の交通費
事後研修から帰郷、帰宅するための交通費（2/7の対面交流に集合するための往路分の交通費（国内移動分）は内閣府が負担するため、参加者の負担はありません）
集合前（事前研修前・対面交流前）に各自で受けてもらうPCR検査費用（各自治体で無料検査を実施している場合があります）
(1)の国内旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用
小遣いその他個人の用に必要な経費

- (3) 参加費免除の申請について
独立生計者（ ）でない者かつ奨学金受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。書類選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請してください（詳細及び申請様式は書類選考合格後、希望する者に送付します）。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとします。なお、上記(2)については、参加費免除となった場合でも、自己負担となるので注意してください。
() 独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指します。
所得税法上、父母等の扶養親族でない者
父母等と別居している者
本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者。独立生計の場合は、世帯の構成員は申請者本人（配偶者や子どもがいる場合は含む）のみとなります。

- (4) 内閣府が実施するそのほか4つの国際交流事業との併願はできません。

- (5) 本事業を通じて、外国参加青年及び日本参加青年の相互理解と友好促進に貢献された青年に対しては、内閣府から本事業の修了証を交付します。
ただし、参加青年として決定後であっても、応募資格の条件に反することが判明

した場合、事前・事後研修、オンライン交流及び対面交流の全日程に参加できなかった場合、その他参加青年として不相当と認められる行動があった場合には交付しません。

- (6) 本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いため、「日本青年国際交流機構」(IYEO)を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>)又はIYEOホームページ(<https://www.iyeo.or.jp/>)を確認してください。事業に参加した先輩とつながれる連絡先はこちらです(各県IYEOへの連絡先<https://www.iyeo.or.jp/about-us/localiyeocontact/>)。